

助成金申請書類作成の手引き

令和 7 年度 ハイブリッド塵芥車導入促進事業

(お問い合わせ先・申請書の提出先)

公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター（愛称：クール・ネット東京）

〒163-0810

東京都新宿区西新宿 2-4-1 新宿 NS ビル 10 階西

ホームページ：https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/hv_truck

受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日を除く）

9：00～17：00（12 時～13 時までは除く）

※「お問い合わせフォーム」については 24 時間受付

大変お手数をおかけしますが、審査業務円滑化のため、お問い合わせについてはホームページ記載の「お問い合わせフォーム」からお問い合わせいただきますようご協力お願い申し上げます。

* 東京都地球温暖化防止活動推進センターとは *

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 38 条に規定され、地球温暖化防止活動の推進を図ることを目的とする一般財団法人の中から一つを、都道府県知事が指定するものです。東京都においては、財団法人東京都環境整備公社（現公益財団法人東京都環境公社）が平成 20 年 2 月 4 日に、東京都地球温暖化防止活動推進センターとしての指定を受け、同年 4 月 1 日に活動を開始しました。

《目次》

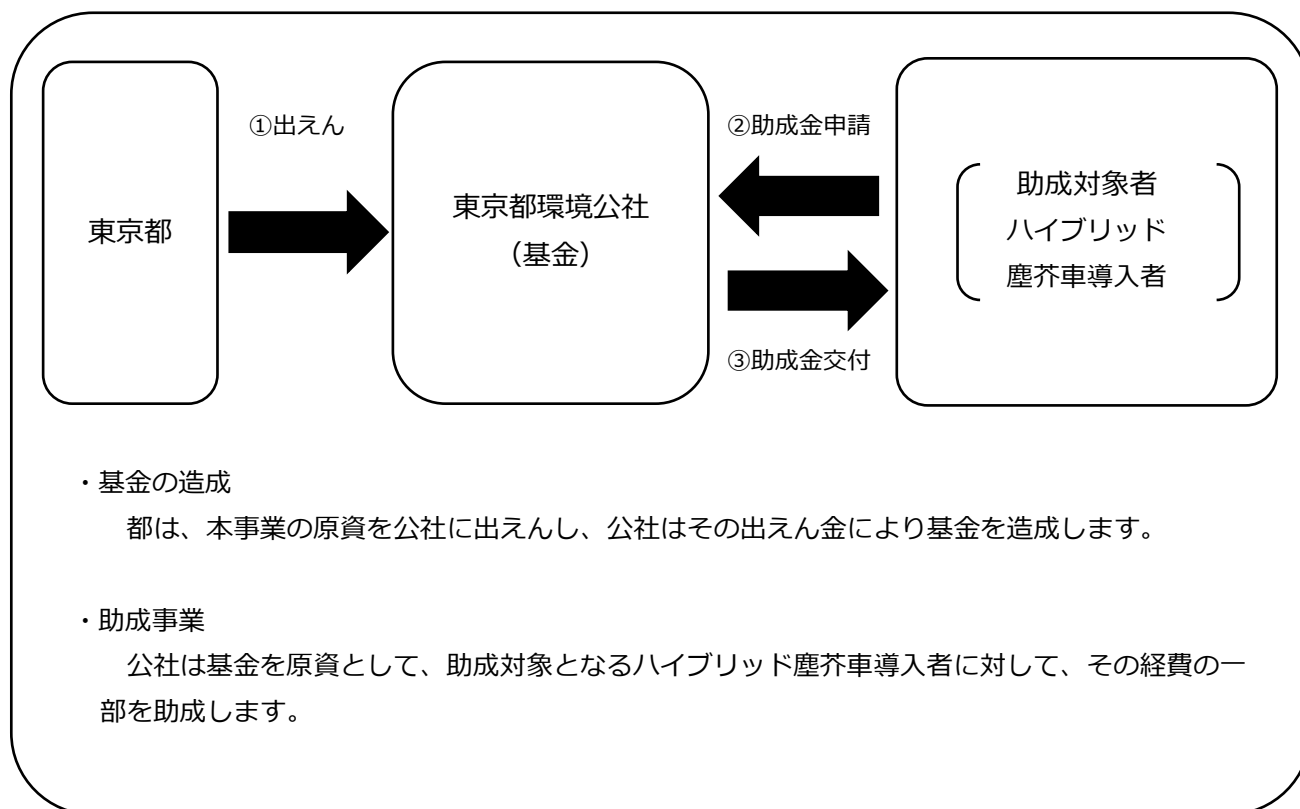
I 事業の概要	- 3 -
1. 目的	- 3 -
2. 事業スキーム	- 3 -
II 助成金を受け取るまでのスケジュール	- 4 -
A. 令和7年8月31日以降に助成対象車両の契約及び助成事業を行う場合（事前申請）	- 4 -
B. 令和7年4月1日～8月31日までに助成対象車両の契約を行い、助成事業が完了していない場合（事前申請）	- 5 -
C. 令和7年4月1日～8月31日までに助成対象車両の契約及び助成事業が完了している場合（事後申請）	- 6 -
III 助成申請について	- 7 -
1. 書類の偽装や虚偽申請などにおける不正受給などの不正行為について	- 7 -
2. 対象の確認	- 7 -
3. お手元にご用意するもの	- 8 -
4. 申請手続きについて	- 11 -
5. 助成金額について	- 12 -
(1) 助成対象経費	- 12 -
(2) 助成金額	- 12 -
6. オンライン申請手続きについて	- 13 -
7. 郵送について	- 14 -
IV 変更・処分	- 15 -
1. 軽微な変更	- 15 -
2. 処分の制限（交付要綱第23条）	- 15 -
V 助成金を申請後に必要なこと	- 18 -
1. 助成事業の経理（交付要綱第24条）	- 18 -
2. 調査等（交付要綱第25条）	- 18 -
3. 申請の撤回（交付要綱第10条）	- 18 -
4. 交付決定の取消し（交付要綱第18条）	- 18 -

I 事業の概要

1. 目的

低公害・低燃費車の普及促進事業内のハイブリッド塵芥車導入（以下「本事業」という。）は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」とする。）が、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例・低燃費車の普及促進を図るため、低公害・低燃費車の購入に必要な経費について、その一部を低公害・低燃費車導入促進助成金（以下「助成金」という。）として一般貨物自動車運送事業者等に交付することを目的に実施するものです。

2. 事業スキーム



Ⅱ 助成金を受け取るまでのスケジュール

本事業（ハイブリッド塵芥車導入促進事業）では、以下の A～C の方法でご申請いただくことで助成対象とすることができます。

A. 令和 7 年 8 月 31 日以降に助成対象車両の契約及び助成事業を行う場合（事前申請）

公社	申請者	備考
	①交付申請書及び必要書類 提出	①交付申請書の受付期限： 令和 8 年 3 月 31 日（火） 17：00 まで（必要書類は、P8～P10 をご参照ください） ②公社は、申請書類の内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、基金の範囲で本助成金の交付を決定し、助成金交付決定通知書を発送します。
	助成事業完了※ ③実績報告書及び必要書類 提出	③助成対象車両の助成事業が完了※した日より、60日以内 又は 実績報告書の受付期限のいずれか早い方までに助成金実績書及び必要書類をご提出ください。 実績報告書の受付期限： 令和 9 年 1 月 29 日（金）17：00 まで（必要書類は、P8～P10 をご参照ください）

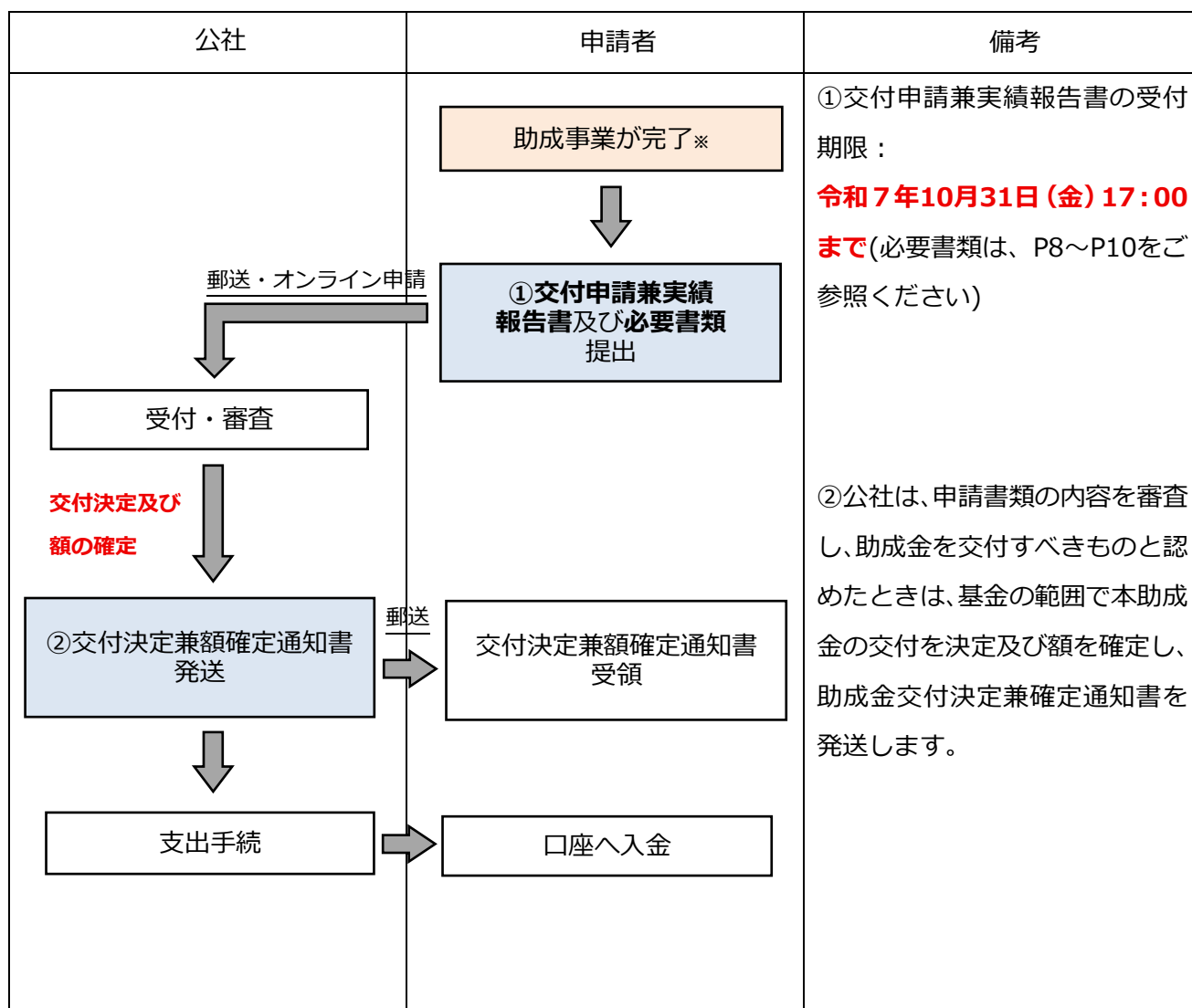
※「助成事業の完了」・・・助成対象車両の支払い、納車、初度登録の 3 点が完了していること

B. 令和7年4月1日～8月31日までに助成対象車両の契約を行い、助成事業が完了していない場合（事前申請）

公社	申請者	備考
	助成対象車両の契約は行っているが、助成事業は完了していない ↓ ①交付申請書及び必要書類提出	①交付申請書の受付期限： 令和7年10月31日(金) 17:00まで（必要書類は、P8～P10をご参照ください） ②公社は、申請書類の内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、基金の範囲で本助成金の交付を決定し、交付決定通知書を発送します。 ③助成金交付決定通知の受領を待たずに助成事業を完了※することができます。
	助成事業完了※ ↓ ④実績報告書及び必要書類提出	④助成対象車両の助成事業が完了※した日より、60日以内 又は 実績報告書の受付期限のいずれか早い方までに助成金実績書及び必要書類をご提出ください。 ■実績報告書の受付期限 令和9年1月29日(金)17:00まで(必要書類は、P8～P10をご参照ください)

※「助成事業の完了」・・・助成対象車両の支払い、納車、初度登録の3点が完了していること

C. 令和7年4月1日～8月31日までに助成対象車両の契約及び助成事業が完了している場合
(事後申請)



※「助成事業の完了」・・・助成対象車両の支払い、納車、初度登録の3点が完了していること

Ⅲ 助成申請について

1. 書類の偽装や虚偽申請などにおける不正受給などの不正行為について

公社の助成金については、東京都の公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められております。公社としましては、**不正受給などの不正行為に対しては厳正に対処いたします。**本助成金を申請される方、申請後採択が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、十分ご認識された上で、助成金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

- (1) 助成金の申請者が公社に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。
- (2) 公社は、申請者及び手続き代行者その他の関係者が、偽りその他の不正の手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正行為が認められたときは、当該関係者に対し相当の期間、助成金の交付決定の停止等の処分を行い、その名称及び不正の内容を公表します。
- (3) 前記事項に違反した場合は、公社からの助成金交付決定及びその他の権利を取り消します。また、公社から助成金が既に交付されている場合は、その全額に加算金（年率 10.95%）を加えて返還していただきます。

2. 対象の確認

■申請する前に申請者（貸与先）が以下のすべてに該当するかご確認ください。

- (1) 税金の滞納がない
- (2) 刑事上の処分を受けていない
- (3) 東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者等ではない
- (4) その他、公的資金の交付先として社会通念上適切である
- (5) 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境省補助金)の交付対象を満たす車両である
- (6) 産廃エキスパートまたは産廃プロフェッショナルの認定を受けた中小企業者※1である

過去に虚偽申請(提出書類の偽装など)があった者は(4)の欠格に該当し、本申請をすることができません。

※1 中小企業基本法第2条第1項で規定する中小企業(運輸業:資本金3億円以下、常時使用する従業員数が300人以下のいずれかの要件を満たすもの)

■申請する前に車両が以下に該当するかご確認ください。

- (1) 環境省補助金の交付対象となる車両であること。
- (2) 本事業の助成金交付決定前において車両法第4条の規定による登録を受けていない車両であって、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初度登録がされている車両（中古

の輸入車を除く。) であること。

(3) 最大積載量が4トン未満の車両であること。

(4) 自家用に供される車両であること。

(5) 車検証における使用の本拠の位置が都内であること。

3. お手元にご用意するもの

以下の書類をお手元にご用意ください。不備があった場合、メールや電話にて修正や書類の提出依頼をいたしますが、場合によっては一度受付を取消し、再度ご申請いただくことがあります。不備のないよう、よくご確認ください。**また修正や書類提出の連絡に対して 20 日間ご連絡が取れなかった場合、申請は取消とし書類は破棄させていただきます。**ご注意ください。

各書類は審査で必要となるため、記載事項が指定されています。書類の偽装など悪質な虚偽申請があった場合、「Ⅲ 助成申請について 1. 書類の偽装や虚偽申請などにおける不正受給などの不正行為について」に記載のとおり今後の助成金申請ができなくなる場合がありますのでご注意ください。

・各申請の必要書類（提出期限は、「4. 申請手続きについて」をご確認ください。）

✓	必要書類		確認事項	備考	事前申請		事後申請
					交付申請	実績報告	交付申請兼実績報告
	1	助成金交付申請書（第1号様式）	郵送申請のみ（オンライン申請の場合は提出不要）		○	－	－
	2	助成金実績報告書（第2号様式）	郵送申請のみ（オンライン申請の場合は提出不要）		－	○	－
	3	助成金交付申請兼実績報告書（第3号様式）	郵送申請のみ（オンライン申請の場合は提出不要）		－	－	○
	4	助成対象車両に関する情報（第4号様式その1）			○	－	－
	5	助成対象車両に関する情報（第4号様式その2）			－	○	○
	6	申請者の登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）	申請日時時点で、 <u>発行日から3か月以内のものに限る</u>	原本又は写し	○	－※	○

	7	住民票（個人事業主のみ）	申請日時点で、 <u>発行日から 3か月以内のものに限る</u>	原本又は 写し	○	－※	○
	8	産廃エキスパート又は産廃プロ フェッショナルの認定書	有効期限内のもの	写し	○	－	○
	9	個人事業税納税証明書（個人事業 主のみ）	申請日時点で、 <u>発行日から 3か月以内のものに限る</u>	原本	○	－	○
	10	見積書	車両本体価格、値引き額等 の明細が記されているもの	写し	○	－	－
	11	購入車両の代金に係る請求書又 は注文書	車両登録番号、車台番号、購 入費用の内訳（オプション、 諸費用、車両本体価格（税 抜））及びメーカー名、車種、 型式が確認できるもの）	写し	－	○	○
	12	購入車両の代金の支払に係る領 収書又は振込明細等支払い事実 が確認できるもの	販売会社等の印があるもの に限る	写し	－	○	○
	13	購入車両の自動車検査証又は自 動車検査証記録事項	電子車検証の場合、自動車 検査証記録事項を提出	写し	－	○	○
	14	二酸化炭素排出抑制対策事業費 等補助金（環境省補助金）を受け ていることがわかる書類	環境省補助金を受けた場合 のみ提出 公益財団法人北海道財団に よる、交付決定通知書、額確 定助成通知書、内定通知書 など	写し	－	○	○
	15	口座情報の写し	・以下の内容が記載されて いるもの ①金融機関名（コード） ②支店名（コード） ③預金種類 ④口座番号 ⑤カタカナの口座名義人名 ※交付申請書の助成金申請 者氏名と同一の口座名義で あること	・預金・貯金 通帳の写し ・キャッシュ カードの写し ・ネットバン キングの該当 ページのキャ プチャー等	－	○	○
	16	車両受渡し書等の納車が確認で きる書類	日付、車台番号等の記載が あること	写し	－	○	○

	17	その他公社が必要と認める書類			別途必要があった場合に 提出を求める		
✓	追加必要書類 «リース申請の場合のみ»		確認事項	備考	事前申請		事後申請
					交付 申請	実績 報告	交付申請 兼 実績報告
	1	貸与先の登記事項証明書(現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書)	申請日時点で、 <u>発行日から3か月以内のものに限る</u>	原本又は 写し	○	－※	○
	2	貸与先の住民票（個人事業主のみ）	申請日時点で、 <u>発行日から3か月以内のものに限る</u>	原本又は 写し	○	－※	○
	3	貸与先の産廃エキスパート又は産廃プロフェッショナルの認定書	有効期限内のもの	写し	○	－	○
	4	貸与先の個人事業税納税証明書（個人事業主のみ）	申請日時点で、 <u>発行日から3か月以内のものに限る</u>	原本	○	－	○
	5	貸与料金の算定根拠明細書	・月々のリース料金（税抜）に助成金相当額が還元されていること ・リース契約書と総額、月額が同額であること		－	○	○
	6	リース契約書	・申請者、貸与先双方の印があるもの（契約締結が確認できるもの） ・リース料金から助成金額以上が差し引かれていないもの ・リース料金に助成金額が反映された状態であること ・リース期間は原則処分制限期間以上であること	写し	－	○	○
	7	その他公社が必要と認める書類			別途必要があった場合に 提出を求める		

※交付申請時より変更が発生した場合、実績報告時も書類の提出を求めることがあります。

4. 申請手続きについて

(1) 必要書類の受付期限

パターン (P4～P6 参照)	書類	受付期限※1		
		令和7年10月31日 (金)	令和8年3月31日 (火)	令和9年1月29日 (金)
A	交付申請書		○※2	
	実績報告書			○※3
B	交付申請書	○※2		
	実績報告書			○※3
C	交付申請兼実績報告書	○※2		

※1 受付期限は、該当日の17時までとなります。

※2 申請額が予算額に到達した場合は、その時点で申請の受付を終了します。

※3 提出は、助成対象車両の助成事業が完了した日より、60日以内 又は 上記実績報告書の受付期限のいずれか早い方までとなりますのでご注意ください。

(2) 申請可能台数

申請者ごとの助成金支給の台数制限はありません。ただし、申請額が予算額に到達した場合は、その時点で申請の受付を終了します。なお、予算額の到達が近づいた場合は、ホームページ等でご案内します。

(3) 申請方法

申請はオンライン申請または郵送にて行ってください。(※詳細は6を参照)

https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/garbagetruck_hv

(4) 申請にあたっての留意事項

- 審査の過程で、現地確認・調査を行うことがあります。その際にご協力をお願いいたします。
- 審査料等は徴収しませんが、申請書類作成・送付等に係る経費は助成対象者の自己負担になります。
- 提出していただいた書類の返却はいたしません。申請前にコピー等を取るなどしてください。
- 交付決定後、助成対象者の都合で辞退する場合は、次回以降の応募を制限することがあります。
- 職員への働きかけ・陳情等により、公正中立性が確保されないと判断された場合には、審査対象から除外させていただきます。
- 申請は先着順に受理するものとし、受理した申請に係る本助成金の交付額の合計が公社の予算の範囲を超えた日（「予算超過日」という。）をもって、申請の受理を停止します。

➤ 予算の範囲を超えそうな場合は事前にホームページで公表します。

予算超過日に複数の申請があった場合は、当該複数の申請について抽選を行い、受理した申請に係る本助成金の交付額の合計が公社の基金を超えない範囲で受理するものを決定します。

5. 助成金額について

(1) 助成対象経費

令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金交付規程に基づき、「**公益財団法人北海道環境財団が交付する補助金の算定額**」が助成対象経費となります。

◆公益財団法人北海道環境財団◆
環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業
<https://www.heco-hojo.jp/yR07/trkbus.html>

(2) 助成金額

申請者	助成金算出式	助成金額
①：産廃エキスパートまたは産廃プロフェッショナルの認定を受けている中小事業者 ②：①に掲げる中小企業者とリース契約を締結した事業者	助成対象経費×1/2	19万5千円

6. オンライン申請手続について

(1) オンライン申請（2025 年 7 月現在です。随時更新予定です。）

- ① 申請ガイド⇒オンライン申請フォームについて誓約事項を必ずお読みいただき、 ご了承の上、申請してください。

② ログインについて

ログインして申請に進む

ログインしていただくと、申請の一時保存ができるようになります。

OR

メールを認証して申請に進む

Graffer アカウントを作成すると申請の一時保存ができます。

Graffer
スマート申請

 **Googleでログイン**

 **LINEでログイン**

入力した情報が、GoogleまたはLINEに送信されることはありません。

または

メールアドレス 必須

メールアドレスを入力してください。

パスワード 必須

パスワードを入力してください。

Grafferアカウントでログイン

パスワードをお忘れの場合 [リセット](#) することができます。

[Grafferアカウント規約](#) [プライバシーポリシー](#)
[ー及び個人情報の取り扱いについて](#)

上記に同意してサービスを利用する

[Grafferアカウントを作成する](#)

①Google アカウントや LINE アカウントで登録しているメールアドレスでアカウントを作成する場合は、本ボタンをクリック

②既に Graffer アカウントをお持ちの方は左欄にメールアドレス及びパスワードを入力の上、左ボタンをクリック

③新規登録する場合は左テキストをクリック
(登録には未登録のメールアドレスが必要です。)

③ 申請フォームに従い、入力してください。

7. 郵送について

- ・申請様式は A4 の用紙に片面印刷をお願いいたします。
- ・到着に関するトラブルを避けるため、レターパック、特定記録等の追跡可能な方法をご利用ください。
- ・複数の申請書を同時に郵送する場合は、1 通の封筒にまとめても構いませんが、必ず内封筒やクリアファイル等で、1 申請書ごとに書類を分けて入れてください。
- ・封筒の表に、「**ハイブリッド塵芥車助成金 申請書類在中**」と赤字で記入またはマーカー等でわかりやすく表記してください。

◆申請書の送付先◆

〒163-0810

東京都新宿区西新宿 2 - 4 - 1 新宿 NS ビル 10 階

東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）

モビリティチーム 宛

※申請にあたっての留意事項

【記入方法等】

- ・郵送の場合、鉛筆等ボールペン以外で記入したもの、消すことができるインクのペンで記入したもの及び黒色または青色以外のペンで記入したものについては、受付できません。
- ・郵送の場合、申請者名及び金額の訂正は、二重線見え消しをお願いします。それ以外の訂正は、訂正内容がわかれば、特に方法の指定はありません。

【リース契約等】

- ・リース期間については、導入した助成対象車両を処分制限期間以上の契約期間とした契約を行ってください。
- ・リース事業者等が保有する助成対象車両契約終了後にリースサービス等を受けていた貸与先に譲渡する契約も認めます。この場合、所有権移動後も、助成対象車両は助成金の交付目的に従って、その効率的運用を図ることとします。

Ⅳ 変更・処分

1. 軽微な変更

助成金の交付決定を受けてから処分制限期間内に以下の変更があった場合は、軽微な変更に関する届出が必要になります。（変更後の事後届出になります）ただし、車検証における都内要件から外れる場合には、処分に該当します。その場合には、事前に処分の手続きをしてください（2. 処分の制限を参照）。

【軽微な変更】

① 申請者の名前の変更（法人の代表者変更、社名変更など）

※合併や組織再編等による代表者変更や社名変更は処分に当たる場合があります。

② 申請者の住所変更

③ 自動車検査証の記載情報（登録ナンバー等）の変更

④ リース契約に関する変更

【軽微な変更に関する届出を行う際の提出書類】

- ・変更届出書（第7号様式）
- ・変更後の自動車検査証の写し
- ・その他、変更が確認できる公的書類の写し

2. 処分の制限（交付要綱第23条）

（1）助成金を受領した車両には、処分の制限があります。処分とは、以下の内容を指します。

① 助成対象塵芥車に対する以下の行為

- ・本助成金の交付の目的に反する使用
- ・譲渡（売却・名義変更）、交換、廃棄
- ・貸付（リース事業者を除く）、担保に供すること

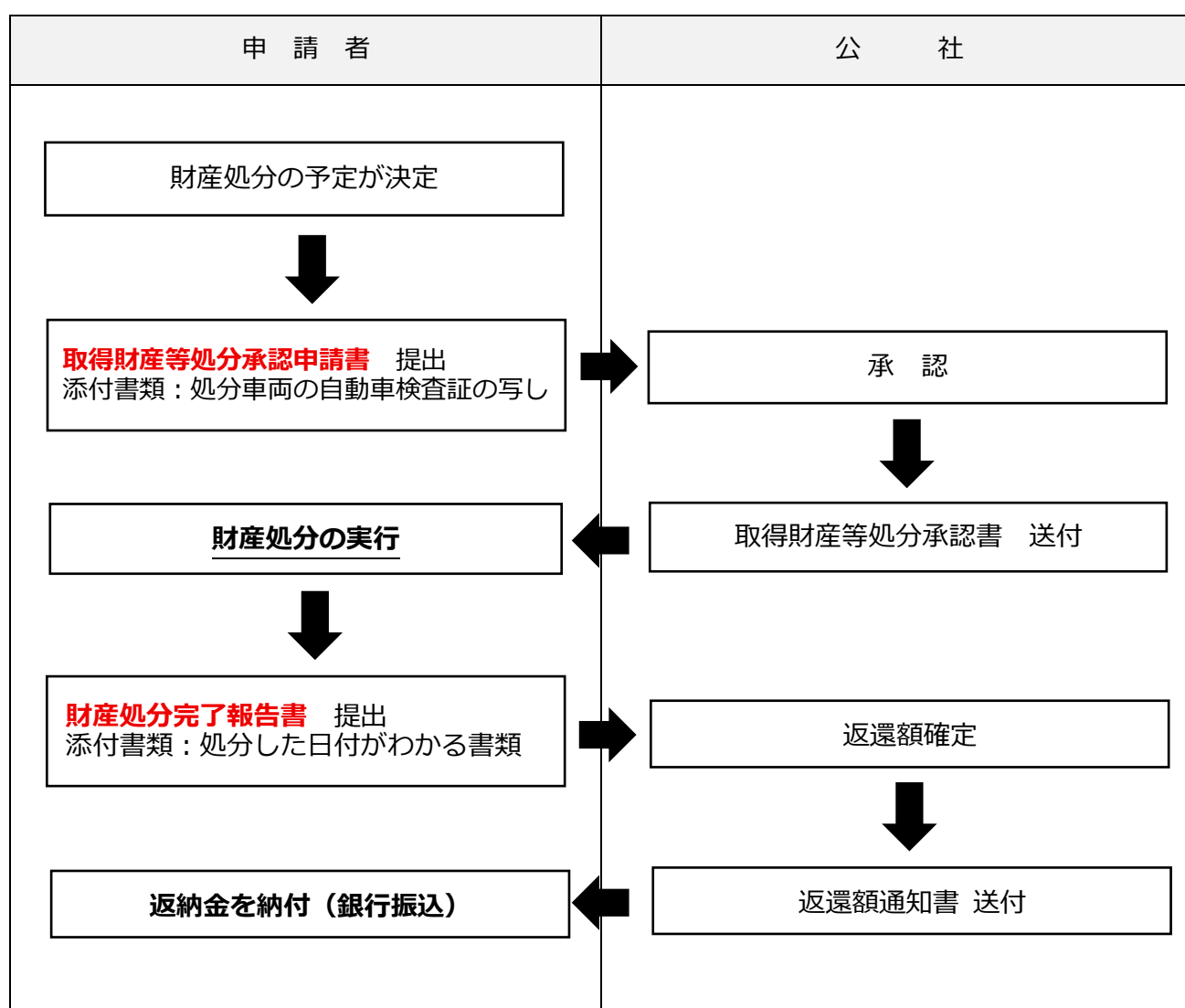
② 移転等により、助成対象事業で導入したハイブリッド塵芥車の「都内」に関する要件を満たさなくなること。

（2）本助成金には下記のとおり処分制限期間が定められています。

区分	処分制限期間 (初度登録から起算)
ハイブリッド塵芥車	5年（60ヶ月）

処分制限期間内に助成金を受領した車両を処分するときは、次のフローに従い財産処分の承認申請を行ってください。

- ・承認申請は、オンライン申請又は郵送により行ってください。
- ・承認申請の提出先は、助成金申請時と同じです。
- ・公社から承認通知を受領した後に処分を実行してください。
- ・承認申請の到着から承認通知まで一定期間かかります。承認申請書に記載する「処分の予定日」は提出日から一定期間空けてください。
- ・承認前の処分や無届の処分は、交付要綱違反となり、助成金全額の返納を求める場合があります。ご注意ください。



（３）処分制限期間内に助成金を受領した車両を処分するときは、返納金が発生します。

公社から通知される「取得財産の処分に係る返還額通知書」に基づき納付してください。計算方法は次のとおりです。

$$\text{返還額} = \text{助成額} \times \left(1 - \frac{\text{経過期間}}{\text{処分制限期間}} \right) \text{ ※千円未満切り捨て}$$

経過期間は初度登録日から所有権移転日（売却・下取りの場合は引渡日・入庫日）までの月数で計算します。たとえば、10日に初度登録した場合、翌月10日までは1カ月目、翌月11日からは2ヶ月目となります。処分制限期間も、月数で計算します。

※ただし、次の場合は処分の承認を得るだけで、返納金は発生しません。（免除）

- ① 天災等により、助成金を受領した車両が走行不能となり抹消処分した場合
- ② 過失の無い事故により、助成金を受領した車両が走行不能となり抹消処分した場合
- ③ 公社が特に認める場合

V 助成金を申請後に必要なこと

1. 助成事業の経理（交付要綱第 24 条）

助成事業に関する収支を明らかにした証拠の書類等（交付要綱の別表第 2 に記載する書類のうち写しを提出する書類の原本及びその他の書類）を公社が本助成金の交付決定をした日の属する公社の会計年度の終了の日から処分制限期間を超過するまでの期間保存してください。

2. 調査等（交付要綱第 25 条）

被交付者は本事業に関する報告の徴収、事業所等への立ち入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければなりません。

3. 申請の撤回（交付要綱第 10 条）

助成対象者は、交付決定の内容またはこれに付された条件に対し異議があるなど、やむを得ない事由がある場合は、助成金交付決定通知書（第 11 号様式）又は助成金交付決定兼額確定通知書（第 13 号様式その 2）を受領した日から 14 日以内に助成金交付申請撤回届出書（第 5 号様式）を提出することで、助成金の交付申請を撤回することができます。

4. 交付決定の取消し（交付要綱第 18 条）

以下のいずれかに該当する場合は、本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとします。

- （1）虚偽申請等不正事由が発覚したとき。※悪質な虚偽申請の場合、東京都と協議の上、今後の助成金申請ができなくなる場合があります。
- （2）交付決定の内容又は目的に反して本助成金を使用したとき。
- （3）本事業に係る公社の指示に従わなかったとき。
- （4）交付決定をうけたもの（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- （5）その他本助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。

公社は、第 1 項の規定による取消しをした場合は、速やかに当該被交付者に通知するものとする。本助成金の返還（交付要綱第 19 条）、違約加算金（交付要綱第 20 条）、延滞金（交付要綱第 21 条）等については交付要綱をご確認ください。

ハイブリッド塵芥車導入促進事業
助成金申請書類作成の手引き

□発行・編集 令和7年8月22日

公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター

(愛称：クール・ネット東京)

〒163-0810

東京都新宿区西新宿 2-4-1 新宿 NS ビル 10 階

«お問い合わせ»

ホームページ記載の「お問い合わせフォーム」からお問い合わせいただきますよう
ご協力お願い申し上げます。